

ID: 186

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	利用者負担額の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 第6条第1項		
例 規 番 号	令和5年条例第19号		
【根拠条文】			
(利用者負担額及び利用料の納入期限)			
第6条 市立保育所又は市立認定こども園で受けた特定教育・保育（以下この条において「支給認定保育等」という。）に係る利用者負担額の納入期限は、次のとおりとする。			
(1) 利用者負担額の納入期限は、次号に掲げる場合を除き毎月末日とする。ただし、12月にあつては28日とする。			
(2) 月の中途において支給認定保育等を受けた場合における当該支給認定保育等を受けた日の属する月分の利用者負担額の納入期限は、当該月の翌月の末日とする。			
【基準】			
根拠条文及び第3条の規定による。			
(利用者負担額)			
第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受ける1号認定子ども及び特定教育・保育、特別利用教育、特定利用地域型保育又は特定保育を受ける2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）を除く。）に係る利用者負担額は、0円とする。			
2 特定教育・保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育を受ける2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子どもに限る。）及び3号認定子どもに係る利用者負担額は、別表による階層区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。			
3 前項に規定する特例保育には、名寄市へき地保育所条例（平成18年名寄市条例第121号）に規定する保育所を除くものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年8月15日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年7月31日